

# 二〇二四年度 医学部医学科 一般選抜試験(一日目)

## 「論文」問題用紙

### 注意事項

- 1 解答用紙に受験番号と氏名の記入を忘れないこと。
- 2 問題用紙、下書用紙は解答用紙とともに机上において退出すること。持ち帰ってはいけない。

次の文章を読んで、問いに答えなさい。

餅は正月になると決まって人を殺す極めて危険な食べ物である。「もちをのどに詰ませ一人搬送、うち八〇代の一人死亡」。これは二〇一九年元旦の『朝日新聞』の記事の見出しだ。東京消防庁によると、都内ではその年の一月一日午前〇時から午後九時までに、餅をのどに詰ませる事故で二七歳から九八歳の男女一一人が救急搬送され、うち一人が死亡したという。

このように毎年、年末年始にはとくに高齢者が餅をのどに詰まらせて救急搬送され、場合によっては死亡する。全国統計はないものの、東京では、二〇一一年から一五年の間に、餅などを詰まらせて五六二人が救急搬送され、そのうち四五人は、病院に搬送されたときには死亡していたとされる。後述するように、日本全国の餅による年間の推計死亡者数は約一〇〇〇名である。

食品安全委員会の分析によれば、餅は一口当たりの窒息事故の頻度が最も高く、六・八〇七・六(×一〇のマイナス八乗)であった。つまり、一億人が一口食べると六・八人から七・六人が亡くなる計算である。それに次いで、こんにゃく入りゼリーを含むミニカップゼリーは二・八〇五・九(×一〇のマイナス八乗)、餡類は一・〇二・七(×一〇のマイナス八乗)であった。このときの餅による年間の窒息事故死亡症例数は、推計で一〇七五・三人と見積もられている。

ときに安全と対立する重要な考慮として個人の自由がある。餅に関しても、食べるかどうかの判断は畢竟個人の自由だという主張がありうる。わざわざ餅を食べる本人のためにその販売を規制するのは、余計なおせっかいはないのか。自分で決めて食べたのであれば、もし窒息事故が起きたとしても自己責任ではないのか。このような主張は、予防を主眼とする多くの規制において議論になる論点である。

このような主張に対しては、少なくとも二つの応答がありうる。一つは、情報提供の問題である。食べる人は、食事を用意した人から説明を受けたり、餅の袋の警告表示を読んだりして、餅のリスクについて十分に理解しておく必要があるだろう。リスクを知らなければ、自己責任というわけにはいかない。自己責任という場合には、この点が十分に保証されなければならぬ。

第二に、規制の一貫性の問題がある。仮に自己責任という理由から餅について規制を行わないのであれば、類似した事例についてもやはり規制を行うべきではないことになる。

たとえば一九九〇年代半ばから社会問題になったこんにゃく入りゼリーの場合、子どもや高齢者の窒息事故が問題視されて一時は形状や硬さを議員立法で規制することが検討された。しかし、先の食品安全委員会の報告書などに見られるように、こんにゃく入りゼリーの危険度は餅ほど高くなく、餡と同程度という評価結果となった。そうすると、こんにゃく入りゼリーだけ法律によって規制することは一貫性の観点から困難である。

こんにゃく入りゼリーについては、最終的に法規制は行われず、消費者庁が新たに策定した安全指標に沿って製造するようゼリー業者に要請するに留めた。このような対応は妥当と言えるが、そうすると一貫性の観点からは、餅の販売に対しても同程度の規制、すなわち警告表示の徹底や、形状やサイズについての勧告を行うべきだろう。だが現状では、餅について消費者庁は年末に消費者に注意喚起を行うぐらいで、十分な対応を行っていないように思われる。たとえば、警告表示については、市販の切り餅の注意書きは、こんにゃく入りゼリーのものに比べると消費者の注意を喚起しづらいものとなっている。

公衆衛生の介入の度合いについては、英国のナフィールド生命倫理評議会(Nuffield Council on Bioethics)が二〇〇七年に考案した「介入のはしご」がある。はしごの上方の個人の自由を奪う最も拘束力が強い介入から、はしごの下方の何もせずに個人の行動に任せるだけという状況まで、我々の社会には多様で段階的な介入が存在している。自由か安全か、という対立は決して一か〇かというものではなく、リスクとベネフィットを比較衡量して中間的な着地点に落ち着くこともありうるのだ。

たとえば先ほどの餅の例に戻ると、餅を販売しないなどの規制は「選択の制限」に当たるだろう。一方、サイズの小さな餅の販売や消費を奨励するために、一定のサイズ以下の餅であれば税率を下げるといった「正のインセンティブ」による選択の誘導ということも政策的には可能かもしれない。また現時点では、餅に関する政策的介入はその危険性に関する情報の提供に留まっていると言えるが、窒息事故数や死亡数などの全国統計をきちんと収集することで、より正確で、しかも人々が気にかけるような情報提供が可能になるだろう。

不思議なことだが、「交通事故死ゼロ」といういささか非現実的な目標が掲げられることはあるのに、「年末年始の餅による窒息死ゼロ」という目標が掲げられることはない。だが、日本全国で年間一〇〇〇〇人が餅で死んでいるとすると、二〇一八年の死者数約三五〇〇人の交通事故ほどではないにせよ、かなり大きな公衆衛生上の災害である。餅を食べることによる日本社会全体の利益が大きいことは認めるとしても、その社会的コストを下げる一層の努力があつてしかるべきだろう。

(児玉聡著「予防の倫理学 事故・病氣・犯罪・災害の対策を哲学する」ミネルヴァ書房)

問1 本文の内容を要約したタイトルを15字以内でつけなさい。

問2 本文に書かれている餅の販売を禁止すべきでない、あるいは禁止できない理由を3つ書きなさい。

問3 本文を参考にしたうえで、あなたは餅の販売をどのようにすべきだと思うか、医師を目指す者として自分の考えを700字以内で述べなさい。